

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【公 印 省 略】

「下請債権保全支援事業」の拡充に伴う「手形買取」の開始について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記事業の拡充については、平成23年5月30日付長建協発第103号にて連絡しておりましたが、今般、この拡充策を受け、株式会社建設経営サービス（東日本建設業保証株式会社の100%子会社）では、被災地域の復興支援の一環として、既存の保証ファクタリングに「手形買取」（ノンリコース※）を追加するとともに、手形買取料率を「一律年3%」に設定するなど、被災建設企業への金融支援に積極的に取り組むこととした旨、別添のとおり通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

※ノンリコース（無担保裏書譲渡）

取引先の倒産などにより債権回収ができなくなった場合（不渡り）でも、手形割引とは異なり、手形受取人に買戻しの義務が発生しないもの。

※ 買取の対象は、被災地域に本店を有する下請建設企業及び被災地域において行われるがれきの撤去等を含む建設工事を施工する建設企業から全部又は一部を直接請け負っている下請建設企業。